

檜原運動公園再整備基本計画策定等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、檜原運動公園再整備基本計画策定等業務委託について公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をしたものを選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

- (1) 契約番号 第 5072000202 号
- (2) 業務名 檜原運動公園再整備基本計画策定等業務委託
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- (5) 契約内容 檜原運動公園再整備基本計画策定等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (6) 契約保証金 檜原市契約規則による
- (7) 契約条項 契約書及び契約規則による
- (8) 提案上限額 1 8, 0 0 0, 0 0 0 円（税込み）

3. 発注者

健康スポーツ部 スポーツ推進課

4. 提案資格

本業務の公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次にあげる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 当該年度の檜原市入札参加資格名簿の土木コンサル（都市計画及び地方計画部門）に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者又は同上第 2 項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
- (3) 公告日から契約締結日まで、檜原市入札参加資格停止要綱（平成 14 年檜原市告示第 208 号）による資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の開始の申し立てをしていない者又は申し立てがなされていない者であること。
- (5) 檜原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年檜原市告示第 175 号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。

(6) 本業務と同種の業務（以下、「同種業務」という）又は本業務と類似の業務（以下、「類似業務」という）について、過去10年以内（公告日を基準とする）の業務実績を有していること。

《同種業務》

国又は地方公共団体発注の体育館を含む体育施設の整備に係る基本計画策定に関する業務

《類似業務》

国又は地方公共団体発注の公共施設等の整備に係る基本計画策定に関する業務

5. スケジュール

手順	期限等
公告・実施要領等交付	令和7年4月18日（金）
参加表明書の提出	令和7年4月25日（金）正午まで
提案資格確認結果通知書の送付	令和7年4月30日（水）
質疑の受付	令和7年5月7日（水）正午まで
質疑の回答	令和7年5月9日（金）午後5時
提出意思確認書の提出	令和7年5月14日（水）正午まで
企画提案書類の提出	令和7年5月16日（金）正午まで
プレゼンテーション等審査の実施	令和7年5月22日（木）【予定】
評価結果通知書の送付	令和7年5月23日（金）【予定】
仕様書の調整	令和7年5月下旬【予定】
契約締結、結果公表	令和7年5月下旬【予定】

※上記スケジュールは予定であり、状況により変更する場合がある。

6. 実施手順

(1) 参加表明書の提出

当該案件に参加しようとする場合は、下記の必要書類を作成して発注者に提出する。

ア 提出期限 令和7年4月25日（金）

イ 提出場所 健康スポーツ部 スポーツ推進課

〒634-0065 橿原市畝傍町9-1 橿原市保健センター南館1階

ウ 提出方法 持参または郵送（いずれの場合も提出期限必着のこと）

エ 提出書類 下表のとおり

	書類	要領等
1	参加表明書	様式 様式第1号（A4普通紙） 提出部数 代表者印及び社印を押印した正本1部
2	会社概要書	様式 任意（A4普通紙）

		※会社の概要が分かるパンフレット等資料があれば添付すること。 提出部数 正本 1 部
3	企業保有実績	様 式 様式 A (A4 普通紙) 提出部数 正本 1 部 内 容 4. 提案資格 (6) のとおり

(2) 提案資格確認結果通知書の送付

当該案件の提案資格を確認した後に、「提案資格確認結果通知書」を各事業者のメールアドレスに送信する。なお、提案資格を満たさない旨を通知された者は「説明請求書(様式第3号)」を提出し、その理由について説明を求めることができる。

(3) 質疑及び回答

当該案件について不明な点がある場合は、下記のとおり、電子メールに質疑書を添付して下記メールアドレスまで送信する。なお、電子メール以外の質疑に対しては回答しない。

ア 受付期限 令和7年5月7日(水)正午まで

イ 送信先 健康スポーツ部 スポーツ推進課
sports@city.kashihara.nara.jp

ウ 提出書類 質問票(様式B)

エ 回 答 質疑事項をすべて取りまとめた回答を全事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレスへ、令和7年5月9日(金)午後5時頃に送信する。尚、質疑者の業者名は公表しないものとする。

※質疑があった場合のみ、回答するものとする。

(4) 企画提案書の提出意思確認書の提出

当該案件の企画提案書の提出意思について、提出意思確認書(様式第4号)を提出する。

ア 提出期限 令和7年5月14日(水)正午まで

イ 提出場所 健康スポーツ部 スポーツ推進課
〒634-0065 橿原市畝傍町9-1 橿原市保健センター南館1階

ウ 提出方法 持参または郵送(いずれの場合も提出期限必着のこと)

(5) 企画提案書の提出

仕様書の内容を踏まえ、企画提案書類を作成し発注者に提出する。

ア 提出期限 令和7年5月16日(金)正午まで

イ 提出場所 健康スポーツ部 スポーツ推進課

〒634-0065 橿原市畝傍町9-1 橿原市保健センター南館1階

ウ 提出方法 持参または郵送（いずれの場合も提出期限必着のこと）

エ 提出書類 下表のとおり

	書類	要領等		
1	企画提案書表紙	様式 様式C（提案書）（A4普通紙） 部数 代表者印及び社印を押印した正本1部		
2	企画書	様式 A4（普通紙） 内容 仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色の分かりやすいものとする。具体的には下記の事項に基づき記載すること。 部数 正本1部、副本15部 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">企画内容</td> <td> (1) 業務実施体制 ①配置予定の主たる担当者について ②実施体制図 (2) 業務内容 ①全体ゾーニング計画 ②施設整備計画 ③災害時の活用に関する計画 ④施設運営計画 ⑤整備事業概算費用の算出 ⑥事業スケジュールの作成 ⑦整備事業推進支援 ⑧独自提案 ・仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容について記載すること。 ・提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。 </td> </tr> </table>	企画内容	(1) 業務実施体制 ①配置予定の主たる担当者について ②実施体制図 (2) 業務内容 ①全体ゾーニング計画 ②施設整備計画 ③災害時の活用に関する計画 ④施設運営計画 ⑤整備事業概算費用の算出 ⑥事業スケジュールの作成 ⑦整備事業推進支援 ⑧独自提案 ・仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容について記載すること。 ・提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。
企画内容	(1) 業務実施体制 ①配置予定の主たる担当者について ②実施体制図 (2) 業務内容 ①全体ゾーニング計画 ②施設整備計画 ③災害時の活用に関する計画 ④施設運営計画 ⑤整備事業概算費用の算出 ⑥事業スケジュールの作成 ⑦整備事業推進支援 ⑧独自提案 ・仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容について記載すること。 ・提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。			
3	参考見積書	様式 A4（普通紙） 提出部数 代表者印及び社印を押印した正本1部		

※副本は企業名や個人名の記述を伏せて提出すること。（副本においては、企業名を空白や「●●●●」等で表示し、個人名を「役職+アルファベット」（例：担当者Aや「●●●●」等で表示すること。）

(6) 提案資格確認及びプレゼンテーション等審査の通知

提出意思確認ができた者へ、参加表明書に書かれた電子メールアドレスにプレゼンテーション及びヒアリング日程通知書を送付し、日時と場所を指定する。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

次のとおり行います。(出席しない場合は採点を行わない)

- ア 日時 プレゼンテーション及びヒアリング日程通知書にて通知する
- イ 場所 〒634-8586 橿原市八木町 1-1-18 橿原市市役所東棟 1 階会議室
- ウ 持ち時間 25分 (プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)
企画提案書の内容説明
- エ 出席者 本業務の担当者もしくは業務担当責任者が行うこと。
社名を特定できるようなものを着用しないこと。

(8) 評価方法

ア 採点方法

企画提案書等による内容について選定委員会を開催し、各選定委員の持ち点の総合計の60%以上を得点した者のうち、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。なお、最高得点を得た者が2者以上で同点の場合は、見積金額の最も低い候補者に特定します。見積金額が同額の場合はくじ引きとする。ただし見積金額が提案上限額を超える場合は審査対象外とする。

なお、契約候補者との交渉が不調のときは、次点提案者と契約交渉を行うものとする。ただし、次点提案者の総合評価点が60%以上に満たない場合は、契約交渉は行わない。

イ 審査基準項目及び配点表

各項目の配点を上限として、絶対評価にて採点し評価を行う。

配点表

審査の項目	主な審査基準	配点
(1) 業務受託実績	企業保有実績 ・同種及び類似業務の実績件数 ・同種及び類似業務の件数	20
(2) 業務実施体制	配置予定の主たる担当者について ・過去に担当した業務実績 ・手持ち業務 (金額) ・手持ち業務 (件数) 実施体制図	40
(3) 業務内容		
①全体ゾーニング計画	・仕様書に則した記載があるか	10

②施設整備計画	・仕様書に則した記載があるか	10
③災害時の活用に関する計画	・仕様書に則した記載があるか	10
④施設運営計画	・仕様書に則した記載があるか	10
⑤整備事業概算費用の算出	・仕様書に則した記載があるか	5
⑥事業スケジュールの作成	・仕様書に則した記載があるか	5
⑦整備事業推進支援	・仕様書に則した記載があるか	10
⑧独自提案	・独自の支援内容（方法）	10
(4) プレゼンテーション	・説明、質疑応答の分かりやすさ	10
(5) 見積書	・経済性	10
合計		150

※ (5) 見積書については、見積順位点と見積価格点の合計を評価点とする。

参考見積書の評価点＝見積順位点＋見積価格点

見積順位点：提出された見積価格のうち最低見積価格提出者から順に1位、2位、3位…と順位付けを行い、1位を5点、2位を4点、3位を3点…以降直近上位順位者の点数より1点を減じた点数とする。

見積価格点：最低見積価格提出者を5点とする。その他の提出者は、最低見積価格を提出された見積価格で除した後、5点を乗じて少数点第2位を四捨五入した点数とする。

見積価格点＝5×（最低見積価格／提出された見積価格）

(9) 評価結果通知書の送付

参加申込者全員に、電子メールで評価結果通知書（様式第5号）を通知する。

(10) 仕様書の調整

必要に応じて、契約候補者とスポーツ推進課とで契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約内容を確定する。

(11) 契約書の締結、結果の公表

ア 契約候補者が、「4. 提案資格」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合及び事故等の特別の事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が時点の事業者と協議を行い、契約を締結することができるものとする。

イ 契約書の作成に必要な経費は、全て参加者の負担とする。

ウ 橿原市ホームページにて当該案件の実施結果が掲載される。

7. その他必要な事項

(1) プロポーザルの参加に掛かる費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 書類の制作に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とする。

- (3) 提出する企画は1社につき1件とする。
- (4) 提出書類提出後の提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、必要に応じて、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

- (5) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出された書類は一切返却しない。
 - イ 企画提案書は、本業務の受注候補者を特定すること以外に、提案者に無断で使用できない。
 - ウ 橿原市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開する。ただし、同条例9条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができる。

- (6) 次に該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - エ 選定結果に影響するような不誠実な行為を行った場合。

8. 問い合わせ先

〒634-0065 橿原市畝傍町9-1（橿原市保健センター 南館1階）
橿原市役所 健康スポーツ部 スポーツ推進課
電 話：0744-29-8019（直通）
E-mail：sports@city.kashihara.nara.jp